

議案第 97 号

川崎市都市景観条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市景観条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 5 月 31 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市都市景観条例の一部を改正する条例

川崎市都市景観条例（平成 6 年川崎市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 2 章 景観計画（第 9 条～第 11 条）」

を

「第 2 章 景観計画（第 9 条～第 11 条）」

第 2 章の 2 事前協議（第 11 条の 2・第 11 条の 3）」

に改める。

第 2 章の次に次の 1 章を加える。

第 2 章の 2 事前協議

（事前協議）

第 11 条の 2 法第 16 条第 1 項の規定による届出をしようとする者又は同条第 5 項後段の規定による通知をしようとする者のうち、次に掲げる行為を行おうとする者は、都市景観の形成に関する事項について、あらかじめ、市長に協議しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めるとき

は、この限りでない。

- (1) 高さが31メートルを超える建築物の建築等又は工作物の建設等
- (2) 建築物の鉛直投影の水平方向の長さが最も長くなる方位における当該水平方向の長さ（増築にあつては、当該増築に係る部分の鉛直投影の水平方向の長さが最も長くなる方位における当該水平方向の長さ）が70メートルを超える建築物の建築等
- (3) 景観計画特定地区における建築物の建築等又は工作物の建設等（前2号に掲げるものを除く。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が都市景観の形成に大きな影響を与えると認める行為

2 前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）は、法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をしようとする日の60日前までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に申し出なければならない。

3 第1項第1号に規定する建築物及び工作物の高さの算定については、第13条第2項の規定を準用する。

4 第1項第2号に規定する建築物の鉛直投影の水平方向の長さの算定については、第13条第3項の規定を準用する。

5 市長は、第2項の規定による申出があつた場合において、都市景観の形成を図るために必要があると認めるときは、都市景観の形成に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（事前協議の終了等）

第11条の3 事前協議は、事前協議に係る事項の全てについて協議を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するときに終了するものとする。

- (1) 事前協議が調ったとき。

(2) 事前協議を申し出た者が、規則で定めるところにより、事前協議を終了する旨を市長に申し出たとき。

2 市長は、事前協議が終了したときは、事前協議の結果について、規則で定めるところにより、事前協議を申し出た者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、その通知を受けた日から法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をしようとする日の前日までの間に、規則で定めるところにより、当該通知の内容に対する見解を市長に通知しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正後の条例第2章の2の規定は、令和4年3月2日以後に景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をしようとする建築物（法第7条第2項に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築等（法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。）又は工作物（川崎市都市景観条例第2条第3号に規定する工作物をいう。以下同じ。）の建設等（法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をした、又はしようとする建築物の建築等又は工作物の建設等については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

景観法に基づく届出及び通知の対象となる建築物の建築等及び工作物の建設等のうち、都市景観の形成に大きな影響を与えるものに係る事前協議の手続について定めるため、この条例を制定するものである。